

日本郵便株式会社の事業計画の概要

日本郵便株式会社
平成28年4月6日

事業計画の構成

はじめに

- …事業計画の前提を記載

第1 業務運営の基本方針

- …平成28年度の業務運営の方針や具体的取組を記載

第2 日本郵便株式会社法第4条第1項から第3項までに規定する業務に関する計画

- …法定区分ごとの業務概要を記載

第3 日本郵便株式会社法第6条第2項の規定による届出の対象となる郵便局及び会社の営業所の設置及び廃止に関する基本的な計画

- …郵便局等の設置等に関する方針を記載

第4 その他事業の運営に関する事項

- …上記以外の事業運営に関する事項（ネットワーク活用等）を記載

業務運営の基本方針等

◎ はじめに

- 日本郵便株式会社は、お客さまが郵政事業に係る基本的な役務（ユニバーサルサービス）を郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務の下、業務運営を実施。
- 郵便局ネットワークの水準を維持し、公益性・地域性を十分発揮するとともに、郵便局のサービスを更に便利なものにするこことで、郵便局ネットワークの価値を向上させ、地域のお客さまの生活を総合的にサポートできるよう取り組む。

◎ 業務運営の基本方針

- 更なる収益拡大、コストマネジメントの徹底により、持続的な成長に向けて安定的な経営基盤の構築を目指す
- 日本郵政グループ中期経営計画に基づき、引き続き将来に向けた基盤整備に取り組む

業務運営の具体的な方針①

1、収益力の強化

- ① SNS連携サービスや手紙の楽しさを伝える活動の展開等による郵便利用の維持・拡大
- ② 受取利便性の高いサービスの推進、中小口のお客さまに対する営業の強化、お客さまの幅広いニーズに一元的に対応できる営業体制の構築
- ③ ゆうパックについて収支改善に取り組み、平成28年度における単年度黒字化を目指す
- ④ デジタル・メッセージ・サービス（MyPost（マイポスト））の利用定着
- ⑤ 委託元であるゆうちょ銀行・かんぽ生命と連携した研修を通じた社員の営業力強化、投資信託の販売を通じた金融預かり資産重視の営業スタイルの更なる浸透、新契約拡大、新規利用顧客の拡大
- ⑥ がん保険等の提携金融サービスの営業力強化、物販事業の商品拡充・開発・販売チャネルの多様化、賃貸ビル事業等の不動産事業の推進
- ⑦ 国際物流事業について、トール社の有する知見と経験を活用し、事業を拡大

2、生産性の向上・ネットワーク価値向上

- ① 集配局の内務作業の集中・機械化による郵便・物流ネットワーク再編
- ② 郵便局の新規出店、店舗配置の見直し等を通じた郵便局ネットワークの最適化
- ③ 集配業務の生産性向上、輸送効率の向上による郵便局の業務効率向上、効果的な募集活動及び定着に向けた取組による必要な労働力の確保
- ④ 郵便局の現金取扱機器の増配備による資金管理体制の充実

業務運営の具体的な方針②

3、企業基盤の強化

- ① 頑張った人が報われる新たな人事・給与制度の定着、人材育成体系の充実、女性活躍推進の取組
- ② 損益管理体制の定着、郵便局の機能に着目したマネジメント体制の深化
- ③ サービス提供環境整備のため、老朽化した郵便局舎等の建物、設備を改修
- ④ コンプライアンス・プログラムの作成とモニタリングを通じた郵便局における管理態勢の強化等により、コンプライアンスを徹底

4、東日本大震災からの復興支援

- ① 郵便局の再開等を通じ、被災された方々の日常生活支援等に貢献

その他事業の運営に関する事項

1、郵便局ネットワークの維持・活用

- ① 郵便局ネットワークを活用した地域のワンストップ行政機能の充実
- ② 地域特産物のカタログ販売や手紙文化の振興、地域情報の発信等、各地域のニーズを踏まえた地域のための取組の積極的な推進
地域住民の利便性向上に資することを目的とした「郵便局のみまもりサービス」の本格展開に向けた取組

2、郵便差出箱の本数の維持

3、郵便物の確実な送達

4、国際的な協調・連携の推進、国際郵便の品質向上

郵便・郵便局ネットワークに関するノウハウを用いた外国郵便事業者への積極的な協力

資金計画書・収支予算書

◎ 収支予算書（事業計画別添）

科目	金額
営業収益	29,698億円
郵便業務収益	13,652億円
印紙受託業務収益	466億円
銀行及び保険受託手数料	9,834億円
その他営業収益	5,745億円
営業原価	27,400億円
人件費	20,251億円
経費	7,149億円
販売費及び一般管理費	2,198億円
営業利益	100億円
営業外収益	177億円
営業外費用	100億円
経常利益	177億円
特別利益	476億円
特別損失	506億円
税引前当期利益	148億円
法人税、住民税及び事業税	40億円
当期純利益	108億円

◎ 資金計画書（事業計画別添）

○ 収入（47,622億円）	
郵便事業収入	14,560億円
印紙収入	15,008億円
受託業務収入	10,621億円
その他	7,433億円
○ 支出（49,820億円）	
人件費	21,746億円
物件費	7,676億円
租税公課等	1,862億円
投資的支出	3,528億円
印紙収入納付額	15,008億円

（注）前期繰越金・次期繰越金は含まない

（注）計数は四捨五入しているため合計は一致しない

【参考】 収支予算書の前年度との比較

(単位：億円)

区 別	①平成27年度 計画	②平成28年度 計画	前年差 (② - ①)
営業収益	29,043	29,698	+655
営業費用	28,934	29,598	+663
人件費	20,875	21,150	+275
経費	8,059	8,448	+388
物件費	6,669	6,835	+166
その他経費	1,390	1,612	+223
営業利益	108	100	▲8
営業外収益	169	177	+8
営業外費用	97	100	+2
経常利益	180	177	▲2
特別利益	567	476	+567
特別損失	567	506	△61
税引前当期純利益	180	148	▲32
法人税、住民税及び事業税	40	40	△0
税引後当期純利益	140	108	▲31

※計数は四捨五入。

【参考】事業計画の法的位置付け

- **日本郵便株式会社の事業計画は、日本郵便株式会社法第10条の規定に基づき、毎事業年度開始までに策定し、総務大臣に認可申請**
（平成28事業年度事業計画は、平成28年3月30日 認可・公表）
- **事業計画の認可申請の際には、資金計画書及び収支予算書を添付**
（日本郵便株式会社法施行規則第10条）

【参考：関係法令】

- 日本郵便株式会社法(抄)(平成十七年十月二十一日法律第百号)
(事業計画)

第十条 会社は、毎事業年度の開始前に、総務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 日本郵便株式会社法施行規則(抄)(平成十九年三月二十六日総務省令第三十七号)
(事業計画の認可の申請)

第十条 会社は、法第十条前段の規定により毎事業年度の事業計画の認可を受けようとするときは、当該事業計画に資金計画書及び収支予算書を添えて、毎事業年度開始の日の一月前までに総務大臣に提出して申請しなければならない。

2 前項の事業計画は、次に掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

一 業務運営の基本方針(法第五条に規定する責務の履行に係るものを含む。)

二 法第四条第一項から第三項までに規定する業務に関する計画

三 法第六条第二項の規定による届出の対象となる郵便局及び会社の営業所の設置及び廃止に関する基本的な計画

四 その他事業の運営に関する事項

3 会社は、法第十条後段の規定により事業計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第一項の規定により当該事業計画の認可を申請するときに添付した資金計画書又は収支予算書の変更を伴うときは、当該変更後の当該書類を添えなければならない。

【参考】認可要請事項

- 「日本郵便株式会社の平成28事業年度事業計画の認可等」として、3月30日（水）に総務大臣より認可
- 認可に当たっては、次の要請事項が付されたもの

要請事項

- 1 上場した日本郵政グループの一員として、引き続き、収益力の多角化・強化、経営の効率化の更なる推進、ガバナンスの強化などを着実に進めること。
- 2 将来に向けた経営基盤強化のための投資を行うに当たっては、社会経済情勢を踏まえつつ、利用者利便の向上等に配慮すること。
- 3 引き続き、郵便局ネットワークの維持・強化を図り、利用者ニーズを的確に把握しつつ、郵便局のみまもりサービス等の公益性・地域性を十分に発揮するための取組を積極的に進めることにより、地方創生の深化に資するとともに、ユニバーサルサービスを確実に提供すること。

【参考：平成27事業年度事業計画認可時の要請事項】

- 1 日本郵政株式会社の上場を見据え、引き続き、収益力の多角化・強化、経営の効率化の更なる推進、内部統制の強化などを着実に進めること。
- 2 将来に向けた経営基盤強化のための投資を行うに当たっては、社会経済情勢を踏まえつつ、利用者利便の向上等に配慮すること。
- 3 郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、地方創生に資する観点から、利用者ニーズを的確に把握しつつ、郵便局のみまもりサービス、ふるさと納税手続の利便性向上のための施策など、公益性・地域性を十分に発揮するための取組を更に積極的に進めるとともに、ユニバーサルサービスを確実に提供すること。